

(改正後全文)

福島県肝炎ウイルス検査及び陽性者フォローアップ事業実施要領

第1 事業目的

この事業は、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査を実施することにより肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談やフォローアップにより陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、福島県（以下「県」という。）とする。

第3 事業内容

1 肝炎ウイルス検査

保健所又は委託医療機関において、B型肝炎ウイルス検査及びC型肝炎ウイルス検査を実施する。

保健所における肝炎ウイルス検査については、別に定める「福島県肝炎ウイルス検査実施要領」に基づいて実施する。

委託医療機関における肝炎ウイルス検査については、別に定める「福島県肝炎ウイルス検査医療機関委託実施要領」に基づいて実施する。

2 B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

保健所において、別に定める「保健所における肝炎相談実施要領」に基づいてB型及びC型肝炎ウイルスに関する一般的な相談に対応する。

3 陽性者フォローアップ事業

(1) 陽性者のフォローアップ

ア 実施方法

保健所が、肝炎ウイルス検査の前または後で本人の同意を得ている対象者に対し、定期的に医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は受診を勧奨する。

イ 対象者

(ア) 保健所が実施する肝炎ウイルス検査により陽性と判定された者

(イ) 委託医療機関が実施する肝炎ウイルス検査により陽性と判定された者

(ウ) (2) の検査費用の請求により把握した陽性者

(エ) その他、市町村や医療機関、職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）を受けた者、母子保健法に基づき市町村が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）及び手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）などからの情報提供等により把握した陽性者

ウ 手順

保健所は、次により陽性者のフォローアップを実施する。

(ア) イの（ア）で把握した陽性者の場合

- a 検査結果を告知する際に陽性者に対して、医療機関への受診勧奨を行うとともに、陽性者フォローアップ事業の内容を説明して、事業への参加を促し、同意書（別紙様式1）により、本人の参加同意を得る。
- b 参加同意が得られた者に対して、調査票（別紙様式2）を年1回程度送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、電話等により受診を勧奨する。

(イ) イの（イ）で把握した陽性者の場合

- a 委託医療機関が検査結果を告知する際に陽性者に対して、陽性者フォローアップ事業の概要を説明し、同意書（別紙様式1）等の関係書類一式を配付する。
- b 保健所に陽性者の来訪等があった場合は、陽性者フォローアップ事業の内容を説明して、事業への参加を促し、同意書（別紙様式1）により、本人の参加同意を得る。
- c 参加同意が得られた者に対して、調査票（別紙様式2）を年1回程度送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、電話等により受診を勧奨する。

(ウ) イの（ウ）で把握した陽性者の場合

- a 請求書が提出された際に請求者に対して、陽性者フォローアップ事業の内容を説明して、事業への参加を促し、同意書（別紙様式1）により、本人の参加同意を得る。
- b 参加同意が得られた者に対し、調査票（別紙様式2）を年1回程度送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、電話等により受診を勧奨する。

なお、市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診により陽性と判定された者については、市町村におけるフォローアップの対象となるが、市町村がフォローアップを実施しない場合は、

保健所におけるフォローアップの対象とする。

(エ) イの (エ) で把握した陽性者の場合

- a 情報提供等があった際に対象者に対して、陽性者フォローアップ事業の内容を説明して、事業への参加を促し、同意書（別紙様式1）により、本人の参加同意を得る。
- b 参加同意が得られた者に対し、調査票（別紙様式2）を年1回程度送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、電話等により受診を勧奨する。

エ 台帳整備

保健所は、フォローアップの状況を明確にしておくため、陽性者フォローアップ台帳（別紙様式6）を備え付け、その都度、記載し、整理する。

オ 留意事項

- (ア) フォローアップは、原則としてこれ以上の受診は必要ないと医師が判断するまで継続する。ただし、本人から終了してほしい旨の申し出があった場合は、フォローアップを終了してもよい。
- (イ) 必要に応じて、保健所は、本人の同意を得た上で、フォローアップの対象者を市町村へ情報提供することができる。

(2) 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

ア 実施方法

- (ア) 対象者が保健医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保健医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。
- (イ) 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、イの (イ) に該当する者については、1回につき、次のaに規定する額からbに規定する額を控除した額とする。
 - a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により

算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲又は乙に該当するかについては、(2)オ(イ)bにより申請者から提出された課税等証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

イ 対象者

(ア) 初回精密検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

(a) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

(b) i 又は ii いずれかの者

i 請求日から起算して過去1年以内に保健所（福島市保健所、郡山市保健所及びいわき市保健所を含む。）若しくは委託医療機関が実施する肝炎ウイルス検査、市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診又は職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

ii 請求日から起算して原則1年以内に妊婦健診又は手術前のウイルス検査において陽性と判定された者

c フォローアップに同意した者

なお、市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診により陽性と判定された者については、市町村におけるフォローアップへの同意を要件とするが、市町村がフォローアップを実施しない場合は、市町村に代わり保健所が実施するフォローアップへの同意があればよい。

(イ) 定期検査

県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

a 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

b 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）

c 住民税非課税世帯に属する者又は市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者

d フォローアップに同意した者

なお、市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診により陽性と判定された者については、市町村におけるフォローアップへの同意を要件とするが、市町村がフォローアップを実施しない場合は、市町村に代わり保健所が実施するフォローアップへの同意があればよい。

e 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない者

ウ 助成対象費用

(ア) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）

b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）

c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）

d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）

f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）

g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(イ) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も、造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

エ 助成回数

初回精密検査、定期検査の助成回数は次のとおりとする。

(ア) 初回精密検査

1回

(イ) 定期検査

1年度年2回（(ア)の検査を含む）

オ 検査費用の請求について

(ア) 初回精密検査

対象者は、請求書（別紙様式3）に次に掲げる書類を添えて、住所地を管轄する保健所長（福島市保健所長、郡山市保健所長及びいわき市保健所長を含む。以下「住所地保健所長」という。）を経由して知事に請求するものとする。

a 保健所（福島市保健所、郡山市保健所及びいわき市保健所を含む。）若しくは委託医療機関が実施する肝炎ウイルス検査又は市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

(a) 医療機関の領収書

(b) 診療明細書

(c) 肝炎ウイルス検査の結果通知書

(d) フォローアップ事業参加同意書（別紙様式1又は郡山市保健所、いわき市保健所若しくは市町村の指定様式）

i 既に住所地保健所長に同意書を提出している場合は、改めて提出する必要はない。

ii 市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診により陽性と判定された者については、市町村に提出した同意書の写しを提出する。

なお、市町村がフォローアップを実施しないため前記同意書の写しを提出できない場合は、市町村に代わり保健所が実施するフォローアップへの参加についての同意書を提出する。

(e) 通帳（金融機関・支店名、口座名義人、口座番号及び口座種別が記載されている部分）の写し

b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、上記書類に加え、保有している場合は職域の肝炎ウイルス検査であることが確認できる書類（別紙様式3-2「職域検査受検証明書」等）を提出するものとする。

職域の肝炎ウイルス検査であることが確認できる書類の添付がない場合は、当該検査であることを確認するため、県は、請求書（別紙様式3-1）の同意欄にチェックがあることを確認したう

えで医療機関に対して照会するものとする。

- c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合
合

対象者は、上記書類に加え、母子健康手帳の検査日、検査結果が確認できるページの写しを提出するものとする。

なお、母子健康手帳により検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書により確認するものとする。

- d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、上記書類に加え、肝炎ウイルス検査後に手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書を提出するものとする。

(イ) 定期検査

- a 対象者は、請求書（別紙様式3）に次に掲げる書類を添えて、住所地保健所長を経由して知事に請求するものとする。ただし、世帯員調査書兼同意書（別紙様式3-5）により個人番号（マイナンバー）の提出があった場合には、（c）及び（d）の書類は省略することができる。

（a）医療機関の領収書

（b）診療明細書

（c）世帯全員の住民票の写し

（d）次項bに定める課税等証明書等

原則として定期検査を受診した日の時点で対象者が取得できる直近のものとする。

（e）医師の診断書（別紙様式4）

（f）フォローアップ事業参加同意書（別紙様式1又は福島市保健所、郡山市保健所、いわき市保健所若しくは市町村の指定様式）

i 既に住所地保健所長に同意書を提出している場合は、改めて提出する必要はない。

ii 市町村が実施する健康増進事業の肝炎ウイルス検診により陽性と判定された者については、市町村に提出した同意書の写しを提出する。

なお、市町村がフォローアップを実施しないため前記同意書の写しを提出できない場合は、市町村に代わり保

健所が実施するフォローアップへの参加についての同意書を提出する。

(g) 通帳（金融機関・支店名、口座種別、口座名義人及び口座番号が記載されている部分）の写し

b 自己負担限度額階層区分の認定に係る課税等証明書等の提出について

(a) 別表による自己負担限度額階層区分の甲に当たる場合、申請者が属する住民票上の世帯のすべての構成員（以下「世帯構成員」という。）に係る市町村民税課税証明書等を提出するものとする。一方、乙にあたる場合は、世帯構成員の住民税非課税証明書を提出するものとする。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。）については、別紙様式5による市町村民税額合算対象除外希望申請書に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

(b) 市町村民税課税年額の算定に当たっては、次に定めるところによるものとする。

i 平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等（厚生労働省健康局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」（平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知）により計算を行うものとする。

ii 平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率（6%）により算定を行うものとする。

c 対象者は申請の際、上記a及びbによらず、以下要件に該当する場合は、以下に掲げる書類を省略することができる。

(a) 医師の診断書

以下のいずれかに該当する場合。なお、慢性肝炎から肝硬変

への移行など病態に変化があった場合を除く。

- i 以前に定期検査費用の支払いを受けた場合
 - ii 1年以内に肝炎治療特別促進事業の申請において医師の診断書を提出した場合
 - iii 肝がん・重度肝硬変治療研究事業の申請において臨床調査個人票及び同意書を提出した場合
- (b) 世帯全員の住民票の写し、世帯全員の課税等証明書等又は住民税非課税証明書、市町村民税額合算対象除外希望申請書以下のいずれかに該当する場合において、従前に提出した書類と同様の内容である場合。なお、いずれも同一年度内で行われる場合とする。
- i 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合
 - ii 肝炎治療特別促進事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合

カ 検査費用の支払いについて

(ア) 前項の請求書を受理した住所地保健所長は、内容を審査の上、速やかに知事に進達するものとする。

(イ) 知事は、請求の内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

キ 留意事項

(ア) 平成26年4月1日以降に受けた初回精密検査及び定期検査を助成の対象とする。(ただし、次のa、bを除く)

a 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判断された者の初回精密検査の場合は、平成30年12月13日以降に受けた検査を助成の対象とする。

b 妊婦健診の肝炎ウイルス検査及び手術前のウイルス検査で陽性と判断された者の初回精密検査の場合は、令和元年4月2日以降に受けた検査を助成の対象とする。ただし、特段の事情がある場合は、この限りではない。

(イ) 全ての検査(血液検査やCT撮影等の画像検査)を同じ日に受けることを原則とするが、やむを得ない理由がある場合は、検査が複数の日にまたがっても一連の検査とみなし助成の対象とする。

(ウ) 請求書(別紙様式3)の添付書類は、いずれも写しでも可とする。

第4 実施に当たっての留意事項

本事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮

する。

附 則

この要綱は、平成27年2月9日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月14日から施行し、平成27年4月9日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年5月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年7月10日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年12月12日から施行し、令和元年12月12日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月28日から施行する。

(別表)

定期検査費用の助成における自己負担限度額表

階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する者	2,000円	3,000円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0円	0円